

## 筑紫史益

つくしのふひとまさる

持統天皇5(691)年正月14日、筑紫史益が筑紫大宰府典として、29年もの長きにわたる忠勤を褒賞され、食封・綿・布などを与えられたことが『日本書紀』に記されています。この記事にはいくつか注目すべき点があります。

第一は、益の在職期間と考えられる29年です。持統天皇5年から遡らせてみると、天智天皇2(662)年頃ということになります。

この時期はもちろん、斉明朝末年からの百済救援に伴う斉明天皇らの朝倉橋広庭宮遷居、白村江の敗戦、さらには防人・烽の設置、水城の築造という時期と重なっています。そして第二は、益の筑紫大宰府典という官職です。「典」の表記は律令制下の大宰府の第四等官である大典・少典にも通じ

ますが、この当時は長官(カミ)―次官(スケ)―実務官人(マツリゴトヒト、フビト)という三等官制の第三等官に相当するという見方が有力です。この二つの点から、天智天皇2年頃に三等官制を有する組織が成立していたと考え、さらにこれを一歩進めて、この時期にこうした組織をもつ

### 太宰府人物志

資料室だより②

筑紫大宰が設置された、と説く説もありません。さらに第三は「筑紫大宰府」です。これは「筑紫大宰」や「筑紫大宰帥(率)」などと表記されることが多い『日本書紀』のなかでは、数少ない用例のひとつです。そこで、前年に施行された飛鳥浄御原令によって筑紫大宰府が成立した、という説があります。つまり、この時にそれまでの筑紫大宰が再編成されることとなり、そのことをきっかけとして、この益の長期間にわたる忠勤に対する褒賞が行われたと考えるのです。

このようにこの筑紫史益の褒賞記事は、律令制下における大宰府の成立過程を見通していくうえできわめて重要な史料と位置づけることができます。しかしわたくしは、こうした大宰府の前身ともいえる官司の整備過程とともに、律令制下における大宰府が果たしたとされる役割(機能)の歴史的な展開をもあわせ考えてみる必要があります。こうした視点を取り入れることによって、これまでの大宰府成立論に対して新たな一石を投じることができるとは思いません。